

奈 個 情 第 1 4 号
令和3年4月16日

奈良市長 様
(諮問実施機関担当課 環境部まち美化推進課)

奈良市個人情報保護審議会
会長 佐々木 育子

奈良市個人情報保護条例第10条第2項の規定に係る
諮問について (答申)

令和3年3月31日付け奈環まち第14号で諮問のあった下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

【諮問 : 個情第02-25号】

大型ごみ・持込ごみ受付システムに係る電子計算機の結合について

(別紙)

答申：個情第46号

諮問：個情第02-25号

答 申

第1 審議会の結論

奈良市長が「大型ごみ・持込ごみ受付システム」を導入するに当たって、同システムを構築する事業者が管理するデータセンターと奈良市長が管理するインターネット系の業務端末をオンラインで結合し、ごみ持込の予約者の個人情報データをデータセンター上及び当該業務端末で取り扱うことは、公益上の必要が認められ、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認める。

第2 対象事業について

1 大型ごみ・持込ごみの予約について

(1) 大型ごみについて

実施機関における市民が主として居住している住居等で生活上不用になった家電製品、家具、自転車、ふとん、じゅうたんや自分で剪定した植木の枝葉、落葉、草などの大型ごみの処理については、実施機関の収集車により毎週回収している燃やせるごみ、燃やせないごみ、プラスチック類のごみの収集方法とは異なり、市民が直接、大型ごみ申込専用電話（実施機関が株式会社奈良市清美公社に収集の一部を委託している区域については、その専用電話）に予約し、実施機関又は株式会社奈良市清美公社が収集を行っている。

なお、予約は専用電話のみによるものであるため、定められた日時及び時間内に予約の電話ができない者が増加しており、実施機関に苦情が寄せられる場合がある。これらに対応し、市民の利便性を図ること、及び事務の効率を図ることから、インターネットによる受付システムを導入しようとするものである。

(2) 持込ごみについて

実施機関における持込ごみの処理は、市民が直接、奈良市が設置する環境清美センター内の環境清美工場に、奈良市内で発生したごみを直接持込する際の持込車両による渋滞の緩和及び渋滞に起因する事故を防止するため、環境清美工場への持込ごみのインターネット及び電話による予約制度を実施し、日にちごとに、また時間帯ごとに持込車両の台数管理を行い、環境清美工場内外の混雑を防止し、安全を確保しつつ市民の待ち時間の軽減と利便性の向

上を図っている。

なお、持込ごみの予約については、当審議会の答申（令和元年11月7日付け奈個情第10号）を経て、令和2年2月からインターネットによる予約を開始しており、機器の更新に伴い、大型ごみのインターネットによる受付システムと併せて運用しようとするものである。

2 大型ごみ・持込ごみ受付システムについて

実施機関が導入しようとする「大型ごみ・持込ごみ受付システム」の概要は概ね次のとおりである。

- (1) 大型ごみ・持込ごみの予約（以下「ごみ予約」という。）をしようとする者は、奈良市のホームページから専用のサイトにアクセスし、ごみ予約者の氏名、電話番号及び持込希望時間の情報を入力する。
- (2) ごみ予約者に係る個人データは、インターネットサーバを経由して「大型ごみ・持込ごみ受付システム」を構築する事業者が管理するデータセンター内に蓄積される。
- (3) 実施機関は、実施機関が管理するインターネット系の端末機器から、(2)のデータベースサーバにアクセスし、ごみ予約者に係る個人データをCSV形式又はEXCEL形式により取得する。

3 個人情報の安全性の確保

実施機関は、「大型ごみ・持込ごみ受付システム」を導入するに当たり、次のような措置を講じることで、ごみ予約者に係る個人情報の安全性を確保しようとするものである。

- (1) 受託事業者決定に係る一般競争入札を執行する業務仕様書において、当該受託事業者に次の措置等を求めることとしている。
 - ア ごみ予約者が入力した情報を入力する画面は、当該情報に誤りがないか確認できる配置とすること。
 - イ 情報を入力するごみ予約者の端末機器と「大型ごみ・持込ごみ受付システム」を構築する事業者が管理するデータセンターとを接続するネットワークは、SSL暗号化通信を用いたインターネット回線を用いること。
 - ウ イのデータセンターに接続するネットワーク回線は、不特定多数の接続を制限するVPN回線を採用し、外部通信とは遮断された専用の仮想ネットワーク接続とすること。
- (2) 実施機関がデータベースサーバへアクセスするインターネット系の端末機器は専用とすること。
- (3) (2)の端末機器を操作できる職員を限定するとともに、ID及びパスワードを設定し、パスワードは3か月に1度以上定期的に変更すること。

- (4) (2)及び(3)のほか、実施機関において「大型ごみ・持込ごみ受付システム」における個人情報の取扱いについては「個人情報管理マニュアル」を作成すること。
- (5) 実施機関と「大型ごみ・持込ごみ受付システム」を構築する受託事業者との間で締結する契約に、奈良市個人情報取扱特記事項の遵守を求め、情報の管理、取扱いを遵守させるとともに、ごみ予約者の個人情報の取扱いにおいて必要事項の提出を求めることとしていること。

第3 付言

当審議会は、諮問された本件事案については、公益上の必要があり、かつ、必要な安全管理措置が講じられており、ごみ予約者又は第三者の権利利益が不当に侵害されることはないと判断した。

ただし、「大型ごみ・持込ごみ受付システム」を導入し、運用するに当たっては、次の事項に留意し、ごみ予約者に係る個人情報の適正な取扱いを徹底するよう要望する。

- 1 実施機関がごみの収集業務の一部を委託する「株式会社奈良市清美公社」がごみ予約者に係る個人データを取得することから、ごみ予約者がその旨を理解できるよう「大型ごみ・持込ごみ受付システム」にアクセスした画面に、わかりやく記載するとともに、ごみ予約者が同意した場合のみごみ予約できるなどのシステムとすること。
- 2 実施機関から説明を受けたが、「大型ごみ・持込ごみ受付システム」の受託事業者決定に係る一般競争入札を執行に当たって、データセンターを管理する事業者及び当該データセンターを提供する事業者が、一般財団法人日本情報経済社会推進協会認定によるプライバシーマーク制度の認定又は情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格ISO27001の認証を取得していること。

第5 審議会の審査経過

当審議会における審査経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 査 経 過
令和3年 3月31日	実施機関から諮問を受けた。
令和3年 4月14日	令和3年度第1回審議会 1 実施機関から口頭による説明を受けた。 2 事案の審議を行った。
令和3年 4月16日	実施機関に対して答申を行った。

○ 奈良市個人情報保護審議会委員

氏 名	役 職 名	備 考
荒 牧 裕 一	大手前短期大学教授	
石 黒 良 彦	弁 護 士	
杵 崎 のり子	奈良学園大学客員教授	
佐々木 育子	弁 護 士	会 長
浜 口 廣 久	弁 護 士	会長職務代理者